

改正されました 專業主婦 (主夫) の年金が

第3号被保険者)は、保険料を納 や公務員(第2号被保険者)に扶 める必要はありませ 養されている配偶者(専業主婦は ることになっていますが、 のすべての方が「年金」に加入す 原則として20歳から 60 会社員 歳 がまで

届出 され、 る方は、 料を納めなくてはなりません。こ 妻自身の年収が増えたときなどは 付することができないため、保険 の届出が2年以上遅れたことがあ 被保険者への変更届)をして保険 0 ただし、 「未納期間」が発生します。 (第3号被保険者から第1号 このような方が手続きをす 「未納期間」を「受給資格期 2年以上前の保険料を納 夫が退職した場合や、 専業主婦の年金が改正

> 間 た。 に算入できるようになりま

L

減額を防ぐことができます。 手 続きをすれ ば、 無年金や年 金

0)

無年金から年金受給に

なく、 ※障害・遺族基礎年金の「受給資 年金の受給権確保につながります。 なりますので、老齢年金だけでは 給資格期間」に算入できるように 続きをすれば、「未納期間」が「受 ている期間など)が必要です。手 の「受給資格期間」(保険料を納 事 が 格期間」については、特例措置 年金を受け取るためには、一 お 万一に備えて手続きはお早めに 務所にお問い合わせください。 ありますので、詳しくは年金 願 万一の時の障害・遺族基礎 いします。 定 8

保険料納付で年金額アップ!

ます。 間の保険料を納付することができ ぼ 保険料を納めれば、 るようになります(最大10年分)。 って払うことができなかった期 手続きをすれば、本来はさかの 年金額が増え

付 平 ができるようになります。 成 27 年 ・4月から 保 険 料 手続 0 納

> れる予定です。けて保険料納付のご きをした方に、 平成 案内 27 年4月に

11 詳しくは旭川年金事 務 所 に お

は、 度で、 ます。 などの状況について審査と承認を 帯主・配偶者の所得や失業、 保険料が免除されます。 年 経たうえで保険料が免除される制 保険料の納付が困難なとき 金保険料を納められない場合は 経済的な理由などによって国 免除の申請を行い、 全額免除と一部免除があ 本人・世 申請免除

全額免除・一部免除

主 の免除をうけられます。 除 \mathcal{O} ・配偶者の所得に応じてこれら があります。 3免除・半額免除・4分の1免 申請免除には、全額免除・4分 申請者本人・世帯

条件のひとつとなります。 なっています。 が免除を受けられる所得の目安と 合計所得が一定以下であることも 全額免除や一部免除には前年 下の表 \mathcal{O}

が郵送さ 向

合わせください。

間

	全額免除	一部免除		
世帯構成		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
		(1/4 納付)	(半額納付)	(3/4 納付)
4人世帯 (夫婦+ 子ども2人)	162 万円	192 万円	232 万円	272 万円
3人世帯 (夫婦のみ)	92 万円	116 万円	156 万円	196 万円
単身世帯	57 万円	78 万円	118 万円	158 万円

民

※右記の金額はあくまでも目安であり、 扶養人数などによって変わることが あります

◇お問い合わせ先

電話 (電話0166 -住民課戸籍年金医療グループ 日本年金機構 34 2121内線413 旭川年金事務所 $\begin{array}{ccc} 72 & & \\ 5 & 0 & \\ 0 & 2 & \end{array}$